

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第62号）（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該2以上の事業者は、共同して、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（本市にあつては、京都市長）の認定を受けることができることとなることに伴い、次のとおり、当該認定等の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手数料（1件につき）
法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	円 147,000
法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 62 号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査の項の次に次の2項を加える。

法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	147,000
法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)